１３　必要書類（保育所入所）

⓪～④の書類 ＋ **⑤保育の必要性を確認するための書類【P26】** ＋ **⑥該当する場合のみ必要となる書類【P27】**

※ 文京区所定の様式は文京区ホームページよりダウンロードできます。
※ 希望する園は第 10 希望まで記入できます（第 10 希望まで記入必須では無いため、ご通園に無理のない範囲でご記入ください。）。

【窓口・郵送で申請する場合】

必要書類		必要な方
⓪	**保育施設等申込受付票**	4 月入所申請のみ ※5 月～1 月入所申請時は不要
①	**教育・保育給付認定申請書兼 保育所入所（転所）申込書**	全員
②	**施設型給付費・地域型保育給付費等現況届**	全員
③	**児童の状況申告書**	全員
④	**保育所等入所（転所）申込にあたっての確認書**	全員
⑤	**保育の必要性を確認するための書類 （就労証明書など）**	全員　※ご両親分　P26 参照
⑥	**該当する場合のみ必要となる書類**	P27 に該当する場合

【電子申請の場合】

必要書類		必要な方
⑤	**保育の必要性を確認するための書類 （就労証明書など）**	一部不要　P26 参照
⑥	**該当する場合のみ必要となる書類**	P27 に該当する場合

※ 電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。



「選考指数･必要書類　確認フォーム(2027)」で
ご自身が必要な書類を確認することができます！
https://logoform.jp/form/6KSu/1822274

保育の必要性を確認するための書類（＊印は文京区所定の様式 ）

※ 電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

申込要件	必要書類	電子申請
就労（会社員等の給与所得者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②＊就労状況申告書（複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労（自営業者）	①＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
	②営業許可証、開業届又は資格証明書等のコピー	
	③＊就労状況申告書（複数勤務の方・所定労働時間がない方のみ）	
就労（入園月中に就労開始）求職活動中（採用内定がある）	＊就労証明書（全ての勤務先）	必要
求職活動中（採用内定がない） ※求職活動要件で入園後、同要件での再申請は 1 回のみとします（最長の在園期間は 6 か月）。詳細は P48 重要事項をご確認ください。	①＊求職活動状況申告書	不要
	②ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、就職あっせん機関（就職情報サイト等も含む）登録画面のコピーなど求職活動中であることが分かる書類 ※保育所入所後に求職活動を開始する予定である場合は、内定した月中の提出が必要	必要
出産	母子健康手帳のコピー（表紙および出産（分娩）予定日の分かるページ）	必要
疾病	＊診断書（文京区様式）	必要
障害	障害者手帳・愛の手帳のコピー	必要
看護・介護	①＊看護・介護状況申告書	不要
	②被介護者の診断書・障害者手帳など	必要
学生	①＊就学内容状況書	不要
	②在学証明書もしくは学生証のコピー	必要
	③カリキュラム ※1 週間のスケジュール(曜日、時間)について、担当教授等が証明(自署)したものでも可	必要

※ **就労証明書は、証明日が申込み開始日から 3 か月以内のものに限ります。**
また、内容について、就労先に問合せをすることがあります。

※ 自営業者は、三親等内の親族が経営する会社等で就労する場合も含みます。

※ 海外勤務である等関係なく、ご両親分の書類が必要です。

※ ＊印の書類は、文京区の様式での提出が**必須**です。

該当する場合のみ必要となる書類（＊印は文京区所定の様式）

※　電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

該当者	必要書類		電子申請
以下基準日時点で、 住所地が文京区ではない方 【4 月~8 月入園申請】 令和 8 年 1 月 1 日時点 【9 月~1 月入園申請】 令和 9 年 1 月 1 日時点	保育料階層・区立保育園延長保育料を決定するための資料（P28 参照）		必要
区外認可保育施設・認可外保育施設等に、申込児を預けている場合	＊受託証明書		必要
出産予定がある方（出産日が決まっている方）	①＊出産・育児休業に関する確認書		不要
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）		必要
申請児童のきょうだい(弟・妹)のための産休・育休中の方	①＊出産・育児休業に関する確認書		不要
	②母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）		必要
きょうだい同時申請する場合で、希望する保育施設の組合せが複雑な場合	＊きょうだい条件確認書		不要
ひとり親	**非婚**	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの※ 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要
近隣在住の 65 歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合 （保護者と 500m 以上住居が離れている場合は不要）	保育の援助が出来ないことが分かる書類 （P26 参照）		必要
申込児の保護者・きょうだいが障害者手帳の交付を受けている場合	障害者手帳・愛の手帳のコピー		必要
申込児の健康で気になることがある	P57～58 をご確認ください。		不要
保育士または幼稚園教諭として勤務（予定含む）	保育士証、幼稚園教諭免許状等のコピー		必要
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書のコピー		必要

※　**書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。**

保育料階層・区立延長保育料を決定するための資料

令和７年９月から、認可保育所等を利用するすべてのお子さまの保育料は無償となりました（文京区内在住に限ります）。しかし、入園選考の際に保育料階層を利用することから、以下に該当する方はご両親分の資料の提出が必要です。

※ **文京区民の方であっても、該当年度の住民税が未決定の方（未申告の方）**は、すみやかにご申告いただき、下記資料をご提出ください。（住民税未決定の理由や申告方法の問い合わせ等は文京区税務課にお問い合わせください。）

【令和９年８月入園までの申込みを行う方】

※ 令和８年１月１日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

○ **令和８年度（２０２６年度）住民税決定通知書**（毎年５月～6 月頃に勤務先または１月１日時点の住所地の自治体から配付されます。）

○ **令和８年度（２０２６年度）住民税課税証明書・非課税証明書**
（１月１日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※ 市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

【令和９年９月入園以降に申込を行う方】

※ 令和９年１月１日時点で住所地が文京区ではない方は、以下のいずれかの資料の写しをご提出ください。

○ **令和９年度（２０２７年度）住民税決定通知書**（毎年５月～6 月頃に勤務先または１月１日時点の住所地の自治体から配付されます。）

○ **令和９年度（２０２７年度）住民税課税証明書・非課税証明書**
（１月１日時点で住所地のあった自治体で発行します。）
※ 市区町村により通知書・証明書の名称は異なります。

注意点

・資料の提出がなく税額が確認できない場合、入園選考において最高階層（D25）として取り扱い、同点の場合の優先順位で不利になります。
・源泉徴収票は複数勤務の実態や雑所得等が把握できないため、対象としておりません。

海外で収入があった場合について

海外に滞在していたため上記資料を提出できない方及び、国内収入の他に海外収入があった方は、以下の書類も合わせてご提出ください。

○ 海外での収入金額（賞与含む）・控除額が分かる資料

令和９年８月入園までの申込みを行う方 ⇒ 令和７年（2025 年）１月１日～12 月 31 日までの資料
令和９年９月入園以降に申込みを行う方 ⇒ 令和８年（2026 年）１月１日～12 月 31 日までの資料
※収入がなかった場合は「収入なし」の旨を書面にてお申し出ください。（書式自由）

１４　【区立】月極延長保育必要書類

⓪～②の書類 ＋ **③保育の必要性を確認するための書類【P26】** ＋ **④該当する場合のみ必要となる書類【P30】**

※ 電子申請、窓口または郵送（必着）でのお申込みとなります。（申込方法は P24）
※ 文京区所定の様式は、文京区ホームページからダウンロードできます。
※ 区立保育園・区立認定こども園のスポット延長保育は P12 をご確認ください。
※ 私立保育園の延長保育の有無は各保育園にご確認ください。

【窓口・郵送で申請する場合】

必要書類		必要な方
⓪	**［区立認可保育所］延長保育申込受付票**	4 月利用申請のみ ※5 月~1 月利用申請時は不要
①	**延長保育申込書※１**	全員
②	**延長保育申込にあたっての確認書**	全員
③	**保育の必要性を確認するための書類※２**	全員　※ご両親分　P26 参照
④	**該当する場合のみ必要となる書類**	P30 に該当する場合

【電子申請の場合】

必要書類		必要な方
③	**保育の必要性を確認するための書類※２**	一部不要　P26 参照
④	**該当する場合のみ必要となる書類**	P30 に該当する場合

※ 電子申請の場合、フォームへ申請内容を直接入力していただくため、一部の書類が「不要」となっております。

※１　延長保育申込書の所要時間経路を補足する際は「所要時間経路等に係る補足資料」をご添付ください。
※２　入所（転所）申込と同時に申請される場合は不要です。

該当する場合のみ必要となる書類（＊印は文京区所定の様式）

※ 電子申請の場合は、「電子申請」欄をご確認ください。

該当者		必要書類	電子申請
申込児以外のきょうだいが私立認可保育所（地域型保育事業を含む）**の月極延長保育を利用している場合**		＊受託証明書 （区立認可保育所月極延長保育用）	必要
出産予定がある方（出産日が決まっている方）		母子健康手帳のコピー （表紙及び出産予定日の分かるページ）	必要
近隣在住の 65 歳未満の祖父母で、保育の援助が出来ない方がいる場合（保護者と 500m 以上住居が離れている場合は不要）		保育の援助が出来ないことが分かる書類 （P26 参照）	必要
ひとり親	**非婚**	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本のコピー	必要
	離婚	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②戸籍謄本または離婚届受理証明のコピー	必要
	別居	①＊ひとり親家庭の状況申告書	不要
		②別居の実態が確認できるもの 【離婚調停中】調停期日通知書のコピー 【単身赴任】就労証明書に単身赴任地・期間を記載 （勤務先の人事担当者による記載）	必要

※ 該当書類の提出により、必ずしも指数が加点されるわけではありません。各指数の加算要件については、P21 をご参照ください。

※ 書類審査の結果、追加で書類の提出を求める場合があります。

申請後の追加書類

以下に該当する場合、各月の申請期間中に追加で書類をご提出ください。

申込時に超過勤務実績がなく、「今後残業予定」で申し込んだが、超過勤務実績が 1 か月以上たまった	＊就労実績証明書 （該当者には個別にご案内いたします）

１５　区外（海外）からの申込み

<table>
<tr><td>申込先</td><td>①入所月の１日までに文京区に転入できる場合、または海外在住の場合
文京区に直接お申込みください。※電子申請をご利用いただけます【推奨】
②入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
現在お住まいの市区町村を通じてお申込みください。
※自治体により申込方法が異なる場合がありますので、お申込み前に各自治体へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>申込期間</td><td>文京区の申込期間（P22 を参照）
※現在お住まいの市区町村にお申込みの場合、申込期限までに文京区幼児保育課必着</td></tr>
<tr><td>必要書類</td><td>①入所月の１日までに文京区へ転入できる場合、または海外在住の場合
（ア）文京区における必要書類（P25～P28 を参照）
（イ）転入に関する確認書【文京区様式】※電子申請の場合は不要
（ウ）賃貸借契約書・売買契約書、または「転入に関する申立書【文京区様式】」
※ご提出いただけない場合は、調整指数「区民」（4 点）の対象外となり、お申込みいただける保育施設も以下の「申込の制限」がかかります。
（エ）ご両親の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、住民票の写し 等）
（オ）申請児童・小学校３年生までのきょうだいの生年月日が確認できる証明書
（マイナンバーカード、パスポート、医療証、母子手帳の出生届出済証明があるページ、住民票の写し 等）
②入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
（ア）文京区における必要書類（P25～P28 を参照）
（イ）転入に関する確認書【文京区様式】</td></tr>
<tr><td>申込の制限</td><td>入所月の１日までに文京区に転入できない場合、または転入予定がない場合
※　上記必要書類（ウ）をご提出いただけない場合も以下の制限があります。
お申込みいただける保育施設は以下のとおりです。
<table>
<tr><th></th><th>転入予定なし</th><th>転入予定はないが、
区内在勤・在学</th></tr>
<tr><td>区立保育園・区立認定こども園・令和 9 年度新規開設園</td><td>×</td><td>4 月～9 月入所：×
10 月～1 月入所：○</td></tr>
<tr><td>私立保育園</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>小規模保育園・事業所内保育所・家庭的保育事業</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>延長保育（区立保育園・区立認定こども園）</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>
※　0 歳児クラスおよび 1 歳児クラスの在園期間は年度末までです。
翌年度以降も継続して通園を希望する場合は、改めて入所申請してください。
ただし、令和 9 年 11 月 30 日までに文京区に転入かつ幼児保育課で手続きを完了した場合は、翌年度の継続通園が可能です。
※　区立幼稚園型認定こども園の二号認定利用は転入予定がない場合、お申込みいただけません。</td></tr>
</table>

〇文京区から他市区町村へ転出予定があり、他市区町村の認可保育園等に入所申請する場合

申込書類・申込方法等を、他市区町村にご確認のうえ、申込書類は他市区町村へ直接ご提出ください。　(注)転出予定がない場合は、申込書類の提出先は文京区となります。